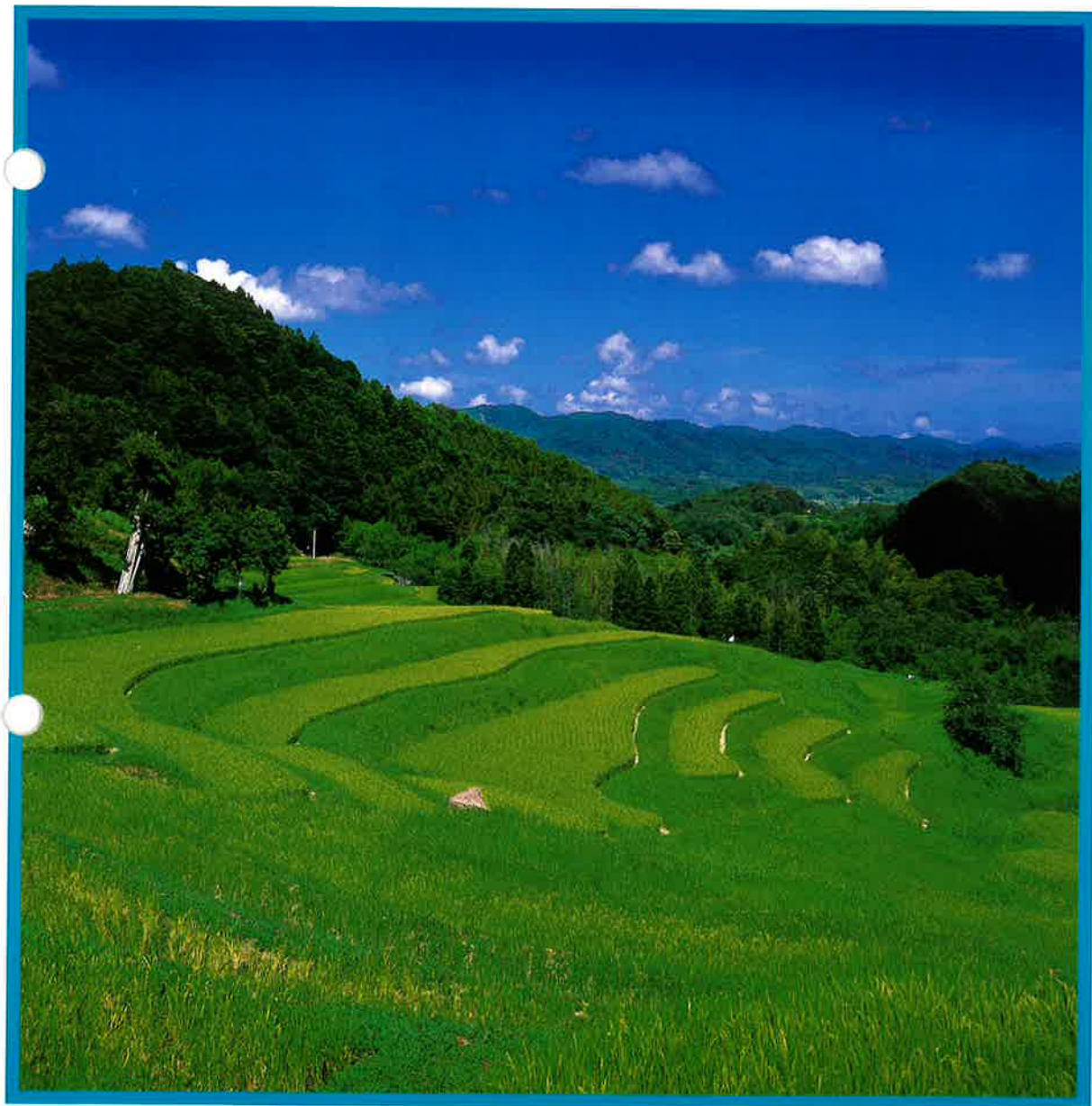


# 会報

2000.8  
第63号



社団法人千葉県環境保全協議会

# 目 次

|                                                             |    |
|-------------------------------------------------------------|----|
| * あいさつ.....                                                 | 1  |
| 千葉県環境生活部長 東 城 浩 光                                           |    |
| * 事務局長就任あいさつ.....                                           | 2  |
| 事務局長 酒 井 浚 吾                                                |    |
| * 事務局長退任あいさつ.....                                           | 3  |
| 前事務局長 小 嶋 剛                                                 |    |
| * 随想.....                                                   | 4  |
| “海そして川” 雑感—その恵みに感謝                                          |    |
| 旭硝子(株) 千葉工場 工場長 加 藤 勝 久                                     |    |
| * 協議会活動について.....                                            | 5  |
| * 地域部会から一船橋部会報告.....                                        | 6  |
| * リレー訪問.....                                                | 8  |
| ・三井木材工業(株) 習志野工場を訪ねて                                        |    |
| * 行政法令動向                                                    |    |
| ・「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」の制定について .....                       | 13 |
| ・「ちば21ごみゼロプラン」の策定について<br>(第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針) ..... | 16 |
| ・「千葉県土砂などの埋め立て等に関する指導方針」の制定について .....                       | 24 |
| ・平成12年度環境フェアの開催結果について.....                                  | 28 |
| * 房総の歴史.....                                                | 32 |
| ・大田小将 斯く戦へり                                                 |    |



## あいさつ

千葉県環境生活部長 東 城 浩 光

社団法人千葉県環境保全協議会の皆様におかれましては、日ごろから、環境保全に関する講習会や研修会の開催、環境保全技術に関する情報提供など幅広い活動により県内各企業の環境保全に関する知識や技術のかん養に努められ、本県の環境行政の推進に多大な御支援と御協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

今日の環境問題は、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川・湖沼の水質汚濁、ダイオキシン類や環境ホルモン等の問題など大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動等を背景に複雑多様化しており、人々の日常生活に起因する都市・生活型環境問題となっております。

また、地球的な規模では、二酸化炭素の増加を要因とする地球温暖化やオゾン層の破壊・酸性雨などの地球環境問題が将来の世代に影響を及ぼしかねない深刻な問題となっております。

健全で恵み豊かな環境を将来に引き継いでいくことは、今日の私たちに課せられた重大な使命です。

このような重大な使命を抱きつつ、より適切な対応が求められている中、本年4月に環境生活部長を拝命いたし、課せられた責務の大きさを痛感いたしております。

今後は、これまでの環境施策をふまえ、県民一人ひとりが健康で快適な生活が営めるような「環境先進県ちば」に向けた各種の施策を推進してまいりる所存であります。

さて、県では、「千葉県環境基本条例」に基づく、環境基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「千葉県環境基本計画」を平成8年度に策定するとともに、各種環境汚染への対策、良好な自然環境の確保、廃棄物対策の推進などの充実、地球環境の保全等の各種施策を積極的に展開し、環境に対して負荷の少ない社会経済システムの実現に向けた取組を総合的に推進しているところです。

御承知のとおり、本県は房総の豊かな自然がたくさんあります。

その豊かな自然の中で、文化活動や市民活動などを通じて、心がやすらぎ、ゆとりが創造できる社会環境づくりが求められています。

そこで、県では本年4月1日、環境部門と県民生活部門を統合し、組織の強化充実を図った環境生活部を新たにスタートさせました。

今後、様々な行政課題に適切に対応していくとともに、快適でうるおいのある県民生活の創出を図ってまいりたいと考えております。

21世紀においても環境問題がますます重要になるものと考えられ、次期5ヶ年計画においても引き続き県民一人ひとりが、より良い環境を守り、育て、次の世代に引継いでいけるように環境保全事業を展開してまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、千葉県環境保全協議会の今後ますますの御発展を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



## 事務局長就任あいさつ

事務局長 酒 井 俊 吾

早くも3カ月が過ぎました。この間、5月16日に開催された平成12年度通常総会も来賓に沼田知事をお迎えし諸議案もとどこおりなく審議され、又、6月10日、11日の両日幕張メッセで開催された「わくわく県民まつり」（環境フェア）も会員の皆様方の御協力のお陰をもちまして無事に行事を終了することができました。厚くお礼申しあげます。私は4月1日付けで事務局長に就任いたしました酒井と申します。

千葉県職員として35年間勤務し、環境部については水質保全研究所に2年間勤務いたしました。

今年は循環型社会形成基本法をはじめリサイクル社会を目指す法律が成立し21世紀に向けた環境行政が望まれるところであります。産業型公害から日常生活型公害へと久しく言われておりますが私達を取り巻く環境を手近で見ますと印旛沼・手賀沼の生活雑排水による水質汚濁の問題、自動車の浮遊粒子状物質対策、大気中のダイオキシン類対策など諸問題の解決には相当の時間を要すると思われまます。環境関係に対しては、もとより浅学非才ではございますが県庁職員として得た知識と経験を生かして会長以下会員の皆様のご指導のもと当協議会発展の為に努力してまいりたいと存じておりますので宜しくお願い申し上げます。



## 事務局長退任あいさつ

前事務局長 小 嶋 剛

会員の皆様には、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、私は本年3月末をもって事務局長を退職いたしました。平成8年4月1日付けで協議会に勤務して以来、4年にわたり微力ながら事務局長の重任を勤めさせていただくことができましたのは、ひとえに県当局をはじめ、役員及び会員の皆様方のご指導とご支援の賜と心から感謝申し上げます。

幸いにして新しい事務局長は、環境行政を経験した有能な人であり、後事を託すことになりましたが、私同様酒井事務局長をよろしくお願い申し上げます。

今日の環境問題は、これまでの産業型公害から自動車の排出ガスなどによる都市・生活型公害へと移行しました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題、ダイオキシン類や環境ホルモン問題などが課題となっています。

このような多様化・複雑化した環境問題を解決するには、住民のライフスタイルや事業者の経済活動を循環型で持続可能なものに転換していく必要があると思いますが、こうした中にあって協議会の果たす役割はますますその重要性が増していくものと考えられます。

今後は、さらに行政との連携を図りながら地球環境の保全にご尽力されますようお願い申し上げます。

最後に、協議会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を心からお祈り申しあげまして、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。

随想



## “海そして川” 雑感——その恵みに感謝

副会長 加藤 勝久  
旭硝子(株)千葉工場長

千葉に来て一年余。間違いなく増えたものは、外で飲むアルコールと寝酒代わりの本の量。最近読んだ本の中で印象に残った海の話。

地球物理学として有名な竹内名誉教授の本によると、“海の初めは、強い酸の塩酸水であった”とか。“水は火山の水蒸気。噴火の中に含まれていた塩酸ガスが水蒸気と一緒に液体となったのが海の発祥。その塩酸が、地底や熔岩に含まれているソーダと反応して、しょっぱい塩に変わった”そうだ。

石鹼や、衣類の原料である苛性ソーダは、その塩を使って電気分解で生産されている。食品等に使われる“海水の中の苦汁（マグネシウム塩）も、地底から溶けて塩酸との反応で出来たのがその発祥。”元をたどれば、噴火が無ければ我々の生活必需品も生まれなかったことになる。地球上の水の97.2%占める海水が、塩酸液であったと考えると物凄い量の噴火が地球中で起きていたものだ。只ただ驚愕。

もっとも、アダムとイブの前の時代で生物の発生する前の話。

我々の憩いの場所であり、魚の住まいである海が、長い歴史の中でその形態を優しく変え、我々に恵みを与えてくれていることに感謝せざるを得ない。

ところで、この水も、太陽系の中で地球という環境の中で、初めて液体として存在できる。お隣の太陽に近い金星では、表面温度が摂氏500度ということもあって水は蒸発してしまうし、地球より太陽に遠い火星では表面温度マイナス50度で分厚い氷の世界となっている。そう考えると地球の太陽系での位置にも幸運を感じざるをえない。又、この水は、凍ると固体の氷になるが、液体の水より軽く水の上に浮かぶのが他の物質と違うところ。もしほかの物質のように、固体となると重くなるのであれば、河や海では氷が沈んで、魚は凍りついて住めなくなるはず。

こんな幸運の中で、我々の地球環境ができ我々の生活が出来ていると思うと、この環境を大事にしていきたいとつくづく思う。

私は小学生の頃、東京の二子玉川から単線の終点砧本村（きぬたほんむた）駅のそばに住んでいた。近くに流れる多摩川に良く父に連れられ泳ぎに行ったものだった。そのころの多摩川は、泳いでいると海水パンツの中に、鮎が入ってきたりした澄んだ綺麗な川であった。大学時代、たまたま、近くに行くことがあって、泡だらけの思い出の川を見てがっかりしたのを昨日のように覚えている。今は、かなりきれいになったと聞いているが、我々が掛け替えのない水を汚していたと思うと、つくづく反省させられた。

海を再び酸の水としないように、また綺麗な水を後世に贈れるように、個人として、企業の一人として努力していきたいと思う。

以上

## 協議会活動について

当協議会の平成12年度通常総会は、5月16日ポートプラザちば2階「ロイヤル」において、来賓に沼田県知事をはじめ、東城県環境生活部長、平山県環境生活課長、浅岡県環境生活課主幹、野村県環境生活課主幹、飯塚県環境生活課副主幹、田中県環境生活課副主幹、須藤千葉市環境保全部長をお迎えして、会員133名の出席を得て、盛大に開催されましたのでご報告いたします。

### 平成12年度通常総会報告

中村会長より「公害防止細目協定も無事調印がなされた。

景気は依然として厳しいが、環境への取り組みは必須である。

今後とも県、市当局と密接な関係を保ちつつ、より一層充実した事業活動を展開していきたい。」旨の挨拶があり、続いて、沼田県知事より「環境問題は複雑多様化してきている。そして、ゆとりある社会環境づくりが求められてきている。

人と自然が共生できる環境づくりを目指して総合的な県政の推進を図りたい。」旨のご挨拶をいただき議事に入った。

**第1号議案** 平成11年度事業報告の承認について

事務局より説明後、全員異議なく可決承認された。

**第2号議案** 平成11年度収支決算・貸借対照表及び財産目録の承認について

事務局より説明後、監事 千葉県血清研究所長 笠原一雄氏よりすべての事業について適正である旨の監査報告がなされ、全員異議なく可決承認された。

**第3号議案** 平成12年度事業計画の決定について

事務局より説明後、全員異議なく可決

承認された。

**第4号議案** 平成12年度収支予算の決定について

事務局より説明後、全員異議なく可決承認された。

以上のとおり、すべての議案を全員一致で可決承認し、平成12年度通常総会はどこおりなく終了し、閉会した。

なお、総会に先立ち、千葉県環境生活課主幹 野村武男氏による『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）施行について』のご講演をいただき非常に好評であった。



地域部会から ― 船橋部会報告

## 第3回ふなばし環境フェア無事終了



第3回ふなばし環境フェアが、平成12年6月10日（土）に船橋市中央公民館で開催されました。

当日は、前日からの悪天候がうそのように好天に恵まれ、約3,000人の来場者を迎え、無事実施することができました。

今回の環境フェアは、今までのものと異なり、環境への負荷の少ない社会を構築し、きれいな空気と水、豊かな緑を未来の子供たちに伝えるために、「市民」「事業者」「行政」が、共に協

力して、主テーマを“守ろう・残そう船橋の自然”として、三者が「ふなばし環境フェア実行委員会」を設置し、実施してまいりました。

市民の皆様にも、環境の情報を伝え、環境の大切さを理解し、自主的に環境にやさしい行動をしていただけるよう、次のような催物を行った。

### （1）環境情報を伝える（見て・聞いて・触って）

#### ①パネル・啓発物品の展示

##### \*市民コーナー

市内の環境ボランティアが、日ごろの活動状況の紹介パネルの展示。

（船橋自然に親しむ会他10団体）

##### \*事業者コーナー

市内において、環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の活動状況や啓発物品の展示。

（クボタ（株）他8事業所）

##### \*行政コーナー

船橋市が、日ごろより取り組んでいる環境保全対策のさまざまな分野をパネル展示し、市民の皆様にも情報提供と理解を求めたコーナーであり、環境保全課他7課が参加した。

#### ②講演会及び発表会

\*「トキ復活への道」 講師 早稲田大学教授 石居 進 先生



熱心にパネルを見る藤代市長

トキはあまりにも有名な鳥であり、学名「ニッポニア・ニッポン」で、まさに日本を代表する鳥であるが、今や純国産のトキは、絶滅してしまった。

狩猟の対象となったり、営巣地の森林が消失するなど、自然破壊が進み日本産のトキは姿を消した。でも、現在中国産のトキで繁殖が続けられている。

また、石居先生らの手によって、日本のトキの細胞や遺伝子が保存され近い将来、日本のトキの復活が期待される。

#### \*発表会

市内の小学校（飯山満小・八栄小・芝山東小）における環境学習の活動報告が、児童たちにより発表された。また、ボランティア（船橋自然に親しむ会）の活動報告の発表もなされた。

それに、環境学習のパネル展示（丸山小・薬田台南小）もあった。

#### ③体験コーナー

簡単な科学実験・ケナフの紙すき・トイレットペーパーの芯を使った工作等が行われ、大勢の子供たちの人気を集めた。

#### （2）皆さんが大勢参加していただけるために

公民館の前の広場を利用して、模擬店・バザー・ライブコンサート・喫茶コーナー等が行われ、多くの人たちが楽しんだ。

模擬店では、大洋製鋼（株）が「わた菓子店」を、ボランティア団体が「焼きそば店」「焼き鳥店」を出店し、すべて完売と大盛況であった。

また、このコーナーを利用して各事業者から提供していただいた協賛物品のバザーが行われ、市価より安い品物を、両手に沢山抱えた人たちで人気を集めていた。

#### \*今回、協賛物品等でご協力をいただいた事業者（順不同）

千葉県環境保全協議会船橋部会・海老川をきれいにする企業の会・日本メサライト工業（株）・三井金属鉱業（株）・旭硝子（株）・旭テクノグラス（株）・ボーソー油脂（株）・新日軽（株）・ニチレイ（株）・スタミナ食品（株）・キーコーヒー（株）・ジャスコ（株）・フジッコ（株）・新明和製糖（株）・サッポロビール（株）・（株）おたべ・鳥越製粉（株）・ニック食品工業（株）・三友食品（株）・ユアサフナショク（株）



講師 石居 進 先生

ご協力ありがとうございました。 今後ともよろしくお願いいたします。

## リレー訪問

第45回目になります企業訪問は、習志野・八千代部会の三井木材工業（株）習志野工場をお願いいたしました。（編集委員会）

# 三井木材工業(株) 習志野工場を訪ねて

三井木材工業株式会社

窯業建材事業本部習志野工場 工場長

岩淵泰治氏

設備課環境担当

高橋 修氏

聞き手 協議会事務局主任主事

松崎 容子

（以下 敬称略）



松崎 本日お邪魔いたしました三井木材工業（株）習志野工場は、習志野市東習志野工業団地の中にあります。この辺り一帯は、昔、陸軍習志野原練兵場というところだったそうです。



本日は、習志野工場長の岩淵様と環境担当の高橋様が、私のお相手をしてくださいます。

それでは早速ですが、会社の沿

革からお話いただけますか。

岩淵 私ども会社の創業は、明治39年（1906）にまで遡り、三井物産・木材部を前身にしています。今はサンモク工業（株）という名前の関係会社になっていますが、北海道のちょうど札幌と旭川の間ぐらいに砂川というところがありまして、そこで山林経営や製材、木材加工、合板の製造等を行っていました。

インチ材といいまして、欧米向けの鉄道枕木は、当時、輸出産業

の花形だったようです。

**松崎** 明治日本の輸出の草分け的な存在だったんですね。で、今でも輸出は続いているんですか。

**岩渕** 今は、輸出はほとんどありません。

**松崎** 三井物産とは、どういった経緯で分離することになったんですか。

**岩渕** 三井木材工業（株）という会社は、昭和19年（1944）に戦時統制令によって三井物産から木材部が分離独立して一旦は誕生したんですが、戦後すぐ、GHQによる財閥系企業の解体によって制限会社の指定を受け、海外資産の多くを失ったりしながら、事業再建の努力を続けていました。

その後、昭和27年（1952）のサンフランシスコ講和条約発効に伴い、解体されていた三井物産（約180の企業に分割、分散されていた）再建が大きな目標になり、昭和29年（1954）第一物産（現三井物産）と合併、同時に生産部門が再分離され、現在の三井木材工業（株）が誕生したんです。

**松崎** 当初は、こういったものをお造りになっていたんですか。

**岩渕** 硬質繊維板。一般的にはハードボードと言っていますが、松崎さんは御存じかどうか？ 昔、テレビの受像機の後ろにあった穴の開いた板。あれが、ハードボードです。他には、ハンガーボードと言って、台所などで色々な小物や細々した台所用品をぶら下げて整理する穴がいっぱい開いた板なんかは見たことはありませんかねえ。名古屋工場で造ってまして、現在では、主な用途としては、自

動車の内装ですね。ドアとかダッシュボードの中側の見えないところ、分かりやすいところでは、後ろのトランクを開けて、スペアタイヤが入っている上に、ちょうど蓋をするようにカバーしてある。あれがそうです。

**松崎** 材料は、木だけなんですか。

**岩渕** そうです。製紙用のチップは、化学薬品で溶かして繊維だけを取り出して紙を造りますが、ハードボードは、化学薬品を使わずに、簡単に言うと、煮て、木を柔らかくして、繊維だけにして、それに熱を加えて、木が本来持っている接着剤、リグニンという物質なんですが、それによって何も加えなくても成形できるんです。

**松崎** 現在、他には、どんなものを造られているんですか。

**岩渕** 当社の事業は「住宅」「建材」「繊維板」「大型木構造建築」の四つの部門で構成されています。そのうち、

「住宅事業」は、売上高の過半を占める当社の基幹事業で、木造軸組工法による『三井ハウス』の販売から設計、施工までを手掛け、一貫した責任体制の下で高品質な注文住宅を提供しています。

「大型木構造建築事業」では、集成材と言って、小径木からとれる挽き板や小角材などを集成接着して長大材に加工したのを使って大規模木造建築の設計、施工を行なっています。

**松崎** 無垢の天然木と比べて強度は、いかがなんですか。



**岩淵** 丈夫なんです。節など欠点を除去し、「さし目」の部分だけを使っていますし、また、薄い板を乾燥してから接着しますので、大断面でも乾燥が十分ですから収縮もほとんど起こりません。

したがって狂いも少なく、丈夫な大断面の木材がつくれます。

**高橋** これを使って、体育館の梁や、公園などの木製の橋といった大型の建築構造物なども造っています。自然回帰というか、木が持っている温かみが生活の潤いになると、木造建築物が見直されてきています。



**岩淵** また、最近では、一般住宅の柱や梁にも使われるようになりました。この技術を使って一般的な建材として階段材や手摺などに多く使われています。

マレーシアのゴムの木。ゴムは、樹脂採取すると7、8年で樹液が無くなります。堅くて良い木なんですけれども、そういったものは切り倒して、野焼きしていたんですが、非常にもったいないことですので何とか使えないかと研究の末、現在、集成材の材料として使っています。

**松崎** 習志野工場では、何を造られているんですか。

**岩淵** ここは、「建材事業」、昭和39年(1964)に窯業系外装材を世界で一番最初に開発、『センチュリーボード』の名前で製造、販売しています。

木毛板というものがあるんです

が、また、昔の話で恐縮ですが、リンゴ箱の中にリンゴを詰めるときに入っていた細かい木くず。あれを木毛というんですが、当社ではこの木毛とセメントを結びつけて燃えない材料は造れないものだろうかとずっと研究を重ねていたんです。

建築用外装材はこの木片とセメントを混ぜて成型圧縮して造ります。

**松崎** 木は、どんな木でもいいんですか。

**岩淵** 元々、私がこの会社に入った理由もそれなんです。

木とセメントは、そのままでは絶対に固まらないんです。相性が悪いんです。ところが学生の頃、雑誌を読んでいたら特別な処理をして木とセメントを一緒にして建材を造っているという記事を見つけまして、これは、おもしろいと興味を持ったんです。

ただ、それでも樹液に糖分が極端に多いものはだめですね。昔から「ゼネコン殺すにゃ刃物はいらぬ。角砂糖一個あればいい(笑)」というくらいで、コンクリートは砂糖一個で固まらなくなってしまうんです。

**松崎** 見学のときに高橋さんから原料のチップは、建築廃材を使っていると伺ったんですが、大丈夫なんですか。

**岩淵** 個人住宅の建て替えの際に出てくる部材や柱、これらは杉や檜、松といった比較的限られたといってもいいものを使っていますから、言うなれば素姓が知れているわけです。

**松崎** 昭和39年に窯業系外装材の生産

を始められたとのことですが、そのころの住宅は、まだ今日見せていただいたような外装材を使っていなかったんじゃないかと思うんですが・・・。

岩渕　ゼロです。全然ありません。

当時の個人住宅の8割がモルタルでした。残りはトタン板などです。

売れ出したのは、冬になると寒くて工事ができない北海道、東北地方からで、モルタルはセメントに砂を混ぜて、水で練って造りますが、水は凍ると体積が増えますから、クラックが入り、せっかく塗ったモルタルが落ちてしまいます。ですから、北海道にはモルタルの建物はほとんどありません。それまで、12月から4月頃まで工事が止まってしまっていたのが、窯業系外装材を使用することで、施工が早く、施工そのものが冬の間でも可能ということで需要が伸びていきました。

高橋　職人の人手不足もあります。左官屋さんがだんだん少なくなってきたんです。それから、砂も足らなくなってきました。

松崎　3Kなんてひどい言葉ができましたから・・・。

岩渕　当社の製品だけではありませんが、新築の7割近くが窯業系の外壁になってきています。全体でも日本の戸建て住宅ストックの5割ぐらいになってきているんじゃないでしょうか。

最初は、ただ平らな板だったものが、マイホーム志向の高まりとともに好評を博し、凸凹模様を付けることで立体感、高級感が生まれ、昭和50年代からはどんどん売

上げが伸び、年率2割程度伸び続けました。平成に入り、年率10%程度の伸びに鈍化しましたが、平成8年まで伸び続けました。

勿論これは、デザインだけが受け入れられたというわけではなくて、窯業系外装材は防火性、遮音性、耐凍害性、施工性などにも優れているからなんです。

最近では、個別化といいますか、建てた家は、他とはちょっと違ってほしいというのが人情ですから、凸凹模様の種類もどんどん増えてきています。

松崎　どれくらい造られているんですか。

岩渕　ここは、24時間勤務体制で四つの班に別れて、合計180名ぐらいの従業員が働いています。一日、600トンの生産ですから、畳3万枚分になります。

ここ2、3年はちょっと売り上げが落ち込んでいますが、これは落ち着いたということなのかも知れませんね。

いずれにしても値段の高い住宅を、メンテナンスもせずに建て替えちゃう。アメリカですと50年、60年はあたりまえです。場所によっては、100年、200年の建て物すらざらです。中古市場があるからなんですね。対して、日本は10年経ったら評価ゼロ、ただです。日本だって十分に50年はもつんです。建物はそれほど老朽化していません。ただ、時代の波に陳腐化してくるといいますか、使い勝手が悪くなってくるんです。

極端な例をいえば、コンセントの数が足りなくなったからという理由で家を建て替えちゃうという

人までいます。生活水準の向上は素晴らしいことですが、ちょっと考え違いをしているような気さえします。

今年は、循環型社会形成に向けた新たなリサイクル法も制定されましたが、日本人はもっと、物を大切にする気持ちが必要なんじゃないでしょうか。

**松崎**    そうですね。まだ使える物までがゴミというのは、あまりに変ですよね。

**岩淵**    私どもでは、業界にさきがけ創業当初から木材の有効利用や高度利用を行ってきました。最近では、使用済み資源や廃棄物のリサイクルへと環境問題に対しても積極的な展開をはかっています。

**高橋**    製品の端、切断した耳の部分ですが、これは大量の廃棄物になっていましたが、ちょうど日本にオイルショックがおこった頃でしょうか、原料に戻して再利用できるようになりました。水質についても、ここでは工業用水を使っていますが、工場内での水は完全にクローズドされていますので何の問題もありません。

**松崎**    木は環境にもやさしいクリーンな資源なんですね。地球環境問題や資源問題への意識が高まる中、資源を有効に活用した製品造りにご努力されている御社の姿勢がよくわかりました。

本日は、お忙しい中、ご説明ありがとうございました。



## 行政法令動向

# 千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制 指導要綱の制定について

環境生活部大気保全課

### 1. 目的

自動車から排出される窒素酸化物を削減するため、排出量の多い貨物自動車等を一定以上使用する事業者を対象に、窒素酸化物の総量を自主的に管理促進するために必要な事項を定め、もって二酸化窒素に係る環境基準及び千葉県環境目標値の達成に資することを目的とする。

### 2. 概要

本制度は、事業者が自主的に年間の窒素酸化物目標排出量を定め、これを達成するために、自動車使用の合理化、低公害車の導入、車両走行量の削減等の窒素酸化物削減対策について自主管理計画を作成するとともに、その実施状況の報告を県等に行い、県等は提出された計画と実施状況等に関して必要な指導及び助言を行う。

### 3. 対象地域

千葉県全域

### 4. 対象事業者及び指導分担

県内でバス、貨物及び特種自動車を50台以上使用する事業者

ただし、貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者については、運輸省が指導を行う。

また、千葉市にすべての事業所がある事業者は千葉市が指導を行う。

### 5. 施行日

平成12年4月1日

### 6. 効果

協定締結工場での実績を基に窒素酸化物の削減効果を予測すると、千葉県内の自動車から排出される1年間の窒素酸化物排出量22,365トンのうち333トン（約1.5%）削減できると推定される。

### 7. 県庁内における対応

県も本要綱の対象事業者となることから、対象自動車を管理している各所属の協力を得て、年度内に自主管理計画の立案、対策の実施を行うための体制を整備する。

千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱

「自動車窒素酸化物自主管理計画マニュアル」(PDF381KB)

(PDFファイル閲覧用ソフトウェアのダウンロード)

(参考)

## 1. 対象事業者数

| 区分  | 事業者数 | 貨物自動車等使用台数 | 備考             |
|-----|------|------------|----------------|
| 千葉県 | 153  | 19,526     | 平成11年度県アンケート調査 |
| 千葉市 | 17   | 2,624      | 平成11年度県アンケート調査 |
| 運輸省 | 102  | 9,865      | 運輸省資料          |
| 計   | 272  | 32,015     |                |

## 2. 対策のメニュー

### I. 自動車使用の合理化

- ① モーダルシフトの推進
- ② 共同輸配送の推進
- ③ 納入調整の推進
- ④ 返路利用の推進
- ⑤ 在庫状況、輸送量等のシステム管理の推進

### II. 低公害車の導入

- ① 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、七都県市指定低公害車）の導入

### III. 自動車の使用者等に対する指導、教育等

- ① 点検整備の実施
- ② 適正運転の励行
- ③ 公共交通機関の利用促進
- ④ アイドリング・ストップの励行

## 3. 近県の取り組み

| 都県名  | 東京都        | 神奈川県       | 埼玉県 |
|------|------------|------------|-----|
| 根拠   | 指導要綱       | 条例         | 策定中 |
| 地域   | 全域         | 全域         |     |
| 対象   | 貨物＋特種30台以上 | 貨物＋特種50台以上 |     |
| 施行時期 | H8年11月     | H10年4月     |     |

## 4. 発生源別二酸化窒素環境濃度への寄与率（％）

（平成6年度）

| 自動車   | 工場    | 船舶   | 航空機  | その他   | 県外   | 計   |
|-------|-------|------|------|-------|------|-----|
| 57.38 | 19.27 | 1.54 | 3.54 | 12.60 | 5.67 | 100 |

※その他：群小発生源（事務所、店舗、家庭等）

（出典：第3次窒素酸化物対策総合調査結果）

5. 車種別窒素酸化物排出量（平成8年度実績）（県全域）（単位：トン／年）

| バス    | 貨物自動車  | 特種自動車 | 小計     | 乗用車   | 合計     |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 1,319 | 13,639 | 1,752 | 16,710 | 5,656 | 22,365 |

（出典：総量削減計画進行管理調査）

6. 本県の自動車保有台数の推移（平成8年度実績）（千台）

| 年度                     | 6             | 7             | 8             | 9             | 10            |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総保有台数                  | 2,890         | 2,983         | 3,065         | 3,121         | 3,164         |
| ディーゼル車<br>(ガソ) は%パーセント | 472<br>(16.3) | 484<br>(16.2) | 486<br>(15.9) | 483<br>(15.5) | 473<br>(14.9) |

（出典：（財）自動車検査登録協会）



# 「ちば21ごみゼロプラン」 (第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針) の策定について

環境生活部一般廃棄物課

県では、平成6年11月「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を策定するとともに、県民、事業者、行政等の関係者からなる「千葉県ごみ減量化推進県民会議」を設置し、ごみの排出量の伸び率をゼロにする「ごみ・ゼロ成長社会」の構築を目指して、関係者が一体となって、ごみの減量化・再資源化に取り組んできました。

市町村における中間処理施設の整備、分別収集や集団回収による資源化の推進、「千葉県リサイクルの日県民運動」の実施等により、再資源化量が増加し、最終処分量は大幅に削減されました。

一方、近年、地球環境への負荷の低減や安全性の確保など廃棄物処理に対する社会の要求は一層高まり、さらなるごみの削減が求められています。また、容器包装リサイクル法の施行や家電リサイクル法、ダイオキシン類対策特別措置法の制定など、ごみを取り巻く社会環境も大きく変化しています。

このため、21世紀におけるごみ対策について、基本的かつ具体的な方向を示し、関係者が、共同・協調した取組を推進する指針として、従前の基本方針を改訂し、平成12年3月、新たに「ちば21ごみゼロプラン」(第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針)(以下「ごみゼロプラン」という。)を策定しました。

以下にその概要をご紹介します。

## 1. 「ごみゼロプラン」の位置づけ

「ごみゼロプラン」は、県民、事業者、行政等あらゆる関係者が、共通の認識に立ち、徹底したごみの発生・排出抑制、減量化・再資源化に関する共同・協調した取組を推進するための具体的な方向を示したもので、次のことを定めています。

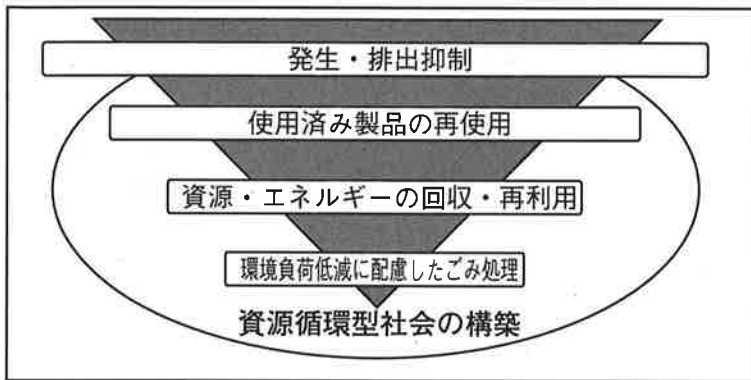
- ①ごみの減量化・再資源化に係る目標及び目標達成のための取組方針や重点施策等の方向
- ②県民、事業者、行政のそれぞれの役割と具体的な行動計画
- ③計画を推進するための推進体制や進行管理

## 2. 「ごみゼロプラン」の理念

ごみの減量化と再資源化を推進するためには、まず第一にごみの発生・排出抑制が重要となります。次いで使用済み製品の再使用、さらに発生が避けられない廃棄物については、資源・エネルギーの回収・再利用を行った上で、環境負荷低減に配慮した処理が

求められます。このため、「ごみゼロプラン」では、廃棄物の適正処理の確保にとどまらず、ものの循環を通して資源が円滑に還元され、最終処分に依存しない社会の実現を目指し、廃棄物の発生から処分のすべての過程において、環境への負荷を極力低減する「資源循環型社会」の構築を基本理念としています（図1）。

図1 ごみゼロプランの理念



### 3. 計画期間

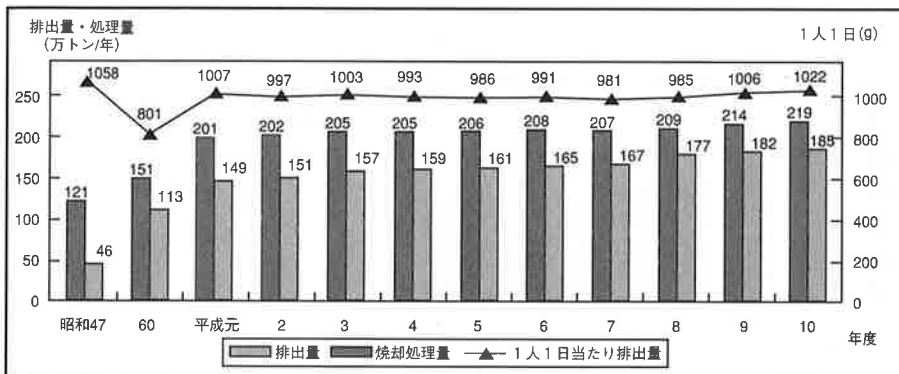
平成22年度（西暦2010年度）を最終年度とし、平成17年度（西暦2005年度）までを第一期として中間目標を定めました。

### 4. ごみ処理の現状

#### (1) ごみの排出量

千葉県のごみの排出量は、昭和40年代の経済の急速な発展に伴い増加し続け、47年度には県民一人一日当たり1,058グラムに達しましたが、48年の石油ショックを契機に「使い捨て時代」から「節約時代」へと意識が変化しピーク時に比べ二割程度減少しました。

図2 ごみの排出量等の推移



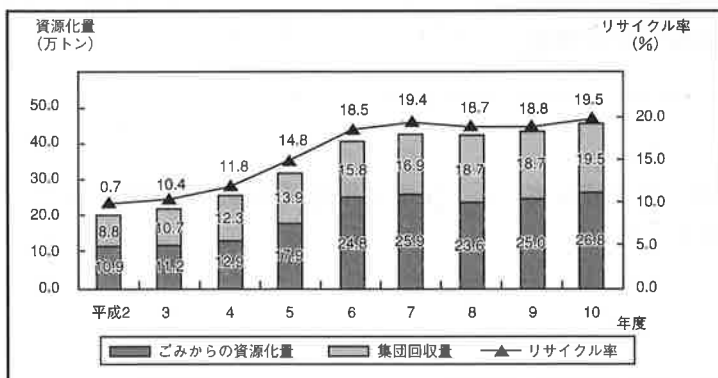
しかしながら、60年代になり、経済の活性化やOA化の進展等により再び増加し、平成元年以降はほぼ横ばい傾向になっています（図2）。平成10年度は、一人一日当たり1,022グラム、総量は219万トンで、そのうち185万トンが焼却処理されています。

## (2) 資源化量とリサイクル率

平成3年の「再生資源の利用の促進に関する法律」（通称「リサイクル法」）の施行や平成9年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（通称「容器包装リサイクル法」）の施行などにより、資源化意識が高まり、資源化量は、大幅に増加しました（図3）。

その結果、平成10年度のリサイクル率は19.5%と高く、全国の統計が公表されている平成8年度までは、全国一位となっています。

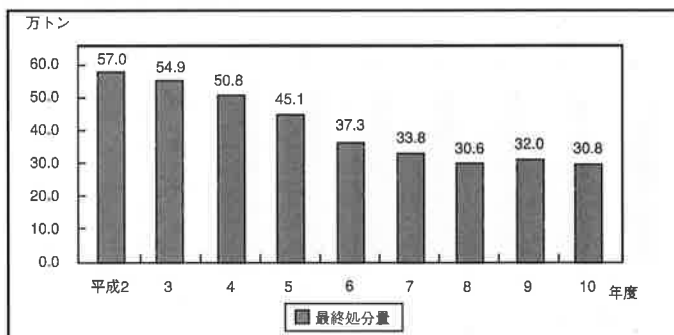
図3 資源化量とリサイクル率



## (3) 最終処分量

ごみ処理施設の整備や中間処理の普及、焼却残渣の資源化等により、埋立量は着実に減少しました（図4）。市町村処理量に対する最終処分量の割合も全国平均に比べ、かなり低くなっています。

図4 最終処分量



## 5. ごみ処理の課題

近年の地球温暖化をはじめとする地球環境問題への危機意識の高まりから、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄という、資源を過度に消費し、環境への負荷が大きい社会経済システムを見直し、環境の保全と持続可能な発展を実現するため、資源循環型社会への転換が求められています。

物の製造、流通販売、消費排出、回収、再資源化処理という循環を形成するそれぞれの段階を考えると、県民及び市町村が担っているのは、消費、排出と回収の部分で、その段階だけの努力では循環の環が形成されません。

資源循環を進めるためには、特に物の製造及び流通販売段階といった上流側でごみになりにくい製品の普及を図るなどの取組の促進が課題となります。

また、リサイクルを一層推進するためには、効率的な回収・再資源化システムの構築を図っていくことも重要となります。

一方、ごみの組成から課題を挙げると、可燃ごみの多くを占める、紙類や厨芥類について、家庭系・事業系共に、この減量化や資源化が大きな課題となります。

さらに、一層の最終処分量の削減のためには、焼却灰の有効利用も必要となります。

## 6. 減量化・再資源化目標の設定

ごみの排出量を一人一日当たりの原単位で見ると、平成元年度以降約1,000グラム／人・日前後で推移しており、最近十年間の平均は997グラム／人・日で、今後もこの原単位で推移し、ごみ量は人口の増減に比例すると仮定すると、平成22年度における人口は、約643万人（現在より一割程度増加）と見込まれ、これに伴い、ごみの排出量は234万トンに増加すると推計されます。

一方、国では、平成11年9月のダイオキシン対策関係閣僚会議において、「平成22年度までに、平成8年度比で、ごみの排出量を5%、焼却量を15%、最終処分量を50%削減する」という目標が設定されました。

そこで、県では、この目標も参考としながら、次のような目標を設定しました。

### ①排出抑制の目標

平成22年度におけるごみの排出量を、一人一日当たり現状より17%削減し850グラムとし、総量を200万トン以下とする。

### ②焼却処理量及び最終処分量の減量化目標

平成22年度における焼却処理ごみ量を150万トン（一人一日当たり640グラム）以下に、最終処分量を15万トン（一人一日当たり64グラム）以下にそれぞれ削減する。

### ③再資源化目標

平成22年度における市町村処理量に占めるごみからの再資源化量の割合（市町村再資源化率）を28%以上、集団回収を加味したリサイクル率を35%以上とする。

表1 基本方針の減量化・再資源化目標

| 目標項目         |             | 平成10年度<br>(現状) | 平成17年度<br>(中間目標) | 平成22年度<br>(目標) |
|--------------|-------------|----------------|------------------|----------------|
| ごみ排出量        | 1人1日当たり (g) | 1,022          | 950              | 850            |
|              | 年間総量 (万t)   | 219            | 215              | 200            |
| 焼却処理量        | 1人1日当たり (g) | 866            | 750              | 640            |
|              | 年間総量 (万t)   | 185            | 170              | 150            |
| 最終処分量        | 1人1日当たり (g) | 144            | 90               | 64             |
|              | 年間総量 (万t)   | 31             | 20               | 15             |
| 市町村再資源化率 (%) |             | 12             | 23               | 28             |
| リサイクル率 (%)   |             | 20             | 30               | 35             |

## 7. 目標達成のための行動計画

ごみの減量化・リサイクルは、県民の皆さん、事業者の皆さん、行政関係者がそれぞれの役割を分担し、具体的な行動を自らの責任として積極的に推進しなければ効果は期待できません。

そこで、ごみの減量化・再資源化に向けて、それぞれの関係者が取り組む方針や具体的行動内容、重点施策について示しました。

### (1) 取組方針と行動内容

次の①から④の項目の優先順位で取組を行うこととします（表2）。具体的行動内容の例は次のとおりです。

#### ①ごみの発生・排出抑制

持続的発展が可能な資源循環型社会を構築するためには、限りある資源を節約し、ごみの発生・排出を抑制することが第一となります。

このため製造・販売事業者の皆さんは、包装の簡素化や繰り返し使える容器の商品や詰め替え商品の普及に努めましょう。

県民の皆さんは、ごみになりにくい商品を優先的に選択すると共に、食材を無駄なく使ったり、買い物袋を持参してレジ袋を断るなどの行動をお願いします。

県・市町村の行政機関は、ごみの減量化を推進するための仕組みづくりや関係者への働きかけを行う一方、会議資料を削減したり、コピーの裏紙を利用するなど、自らも率先してごみを発生させない工夫が必要です。

さらに、厨芥類については、家庭では堆肥などとして、食料品販売店、飲食店、宿泊施設、給食等調理施設など多量に発生する事業所は、堆肥や飼料などとして有効に活用し、ごみにしない方策を考えましょう。

#### ②使用済み製品の再使用

次いで、使用済みの製品もごみとして排出するのではなく再使用を心がける

ことが重要です。

例えば、製品が故障しても部品等の交換や修理により使用を継続すること、リターナブル容器を積極的に利用すること、自分では利用価値がなくなったものもフリーマーケット等により他者で利用価値を見いだすなど、再使用を促進することが重要です。

このため、事業者の皆さんは、容易に修理できる製品の開発や修理体制の整備も必要です。

表2 県民・事業者・行政の行動計画の体系

|                   | 県民                                                                                                                 | 事業者                                                                                                                                                                                                 | 行政                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①ごみの発生・排出抑制       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■環境に配慮したライフスタイルづくり（長寿命製品の購入や購入物の無駄のない使用等）</li> <li>■使い捨て容器の使用の自粛</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■環境に配慮した事業活動（自らのごみの発生抑制と製品が廃棄されたときのリサイクル性の確保）</li> <li>■容器のリターナブル化等の自主回収・再利用システムの整備</li> <li>■ごみの発生の少ない製品の普及、容器包装材との削減</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■県民、事業者に対する規範の提示（生活や事業活動の在り方などの情報提供や環境教育等）</li> <li>■自らがごみの発生抑制の取組を率先して実行</li> <li>■事業系ごみの分別・資源化等の徹底指導</li> <li>■経済的手法（有料化・課税等）の導入</li> </ul>             |
| ②使用済み製品の再使用       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■再使用可能な商品の積極的使用</li> <li>■不用品リサイクルの推進</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■リサイクル型製品の開発製造</li> <li>■部品・梱包資材の再利用</li> <li>■リサイクルルートの整備</li> </ul>                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域におけるリサイクルの啓発や支援</li> <li>■製品の再使用に繋がるネットワークづくり</li> </ul>                                                                                               |
| ③資源・エネルギーの回収・再利用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村が定めたごみ区分による分別排出の徹底</li> <li>■再生品の利用推進</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■リサイクルの担い手としての積極的な事業展開</li> <li>■資源となるごみの分別排出の徹底</li> <li>■リサイクル関連技術の開発</li> <li>■製品等の回収・再資源化の推進</li> <li>■再生資源の利用拡大</li> <li>■エネルギー回収技術の開発、施設の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■分別収集の推進</li> <li>■リサイクルルート、物質回収システムの整備・支援</li> <li>■再生品の利用促進策の推進</li> <li>■溶融スラグ・エコセメントの活用</li> <li>■エネルギー回収システムの整備</li> <li>■エネルギー回収施設への搬入推進</li> </ul> |
| ④環境負荷の低減に配慮したごみ処理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村が定めたごみ区分による分別排出の徹底</li> <li>■自家焼却等の自粛</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■適正な処理施設の設置</li> <li>■適正な維持管理の実施</li> <li>■適正な施設への搬入または業者への委託</li> </ul>                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■有害物質の回収・処理システムの整備</li> <li>■処理処分システムの整備</li> <li>■適正な処理施設の整備</li> </ul>                                                                                  |

### ③資源・エネルギーの回収・再利用

再使用できないものについては、資源として回収し、リサイクルすることが必要です。

県民の皆さんは、地域での資源回収運動や市町村の分別収集、店頭での資源回収などに積極的に協力しましょう。特に容器包装類や新聞雑誌などの紙類の資源化を徹底しましょう。

また、製造事業者の皆さんは自ら製造・販売した製品を回収し、リサイクルする仕組みを作りましょう。

事業所や行政機関などでも、紙類など資源として再使用できるものは、徹底して分別しリサイクルしましょう。

さらに、市町村では、ごみとして回収したものでも適正な処理を行い、なるべく物質回収を図り、物質回収できないものについては、電気や熱エネルギーとして回収を図りましょう。

回収した資源の有効利用を図るため、再生品や再生資源の利用も重要です。

### ●環境負荷の低減に配慮したごみ処理

物質回収やエネルギー回収をした残渣や物質回収・エネルギー回収が困難なものについては、環境に対する負荷が極力少ない方法によって処理を行います。

可燃ごみの自家焼却等を自粛し、大気等へのダイオキシン類の排出を抑制することも大切です。

## (2) 重点施策

目標達成のため、重点的に取り組む事項を記載しました（表3）。

今回策定した「ごみゼロプラン」は、大幅なごみの減量を目指しています。この目標達成のためには、関係者の主体的かつ積極的な取組が不可欠です。

重要事項を整理すると次のようになります。

容器包装リサイクルはもとより、紙類の資源化の徹底、生ごみのリサイクルの推進、事業系ごみの減量化・資源化の推進が重要となります。

紙類については、新聞店による回収や集団回収の一層の取組を促進するとともに、雑紙等を含め、紙類の徹底した資源化に向け回収システムを構築することが必要です。

生ごみについては、各家庭でのコンポスト化等の一層の促進を図るとともに、事業系の厨芥ごみの資源化が必要となります。事業者自らの資源化を進め生産される再生資源の利用先の確保などの検討も必要となります。

また、多量にごみを排出する事業所では、ごみの減量のための計画を立案し、その他の事業所でもごみの分別の徹底や資源化などが必要です。

さらに、事業者による製品の回収やリサイクルを推進することが求められます。

また、ごみの排出者責任の観点から、ごみの収集処理費用の徴収のあり方に

についての検討も望めます。

今後、循環型社会形成に向けた新たな法令の整備をはじめ、ごみ問題については、大きな状況の変化が予想されます。

新たなシステムの導入に柔軟に対応し、効果的に活用していくため、関係者が知恵を出し合い、協力し、リサイクルシステムを構築することによって、一層のごみの発生抑制、減量化、再資源化に取り組み、資源循環型社会の構築を目指します。

**表3 目標達成のための重点施策**

|                  | 直ちに取り組む施策                                                                                                                                                                                                                  | 実施に向けて検討する施策                                                                                                                                                                                 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①ごみの発生・排出抑制      | <input type="checkbox"/> 率先行動の実施（再生品利用も含む）<br><input type="checkbox"/> エコショップ等推進事業<br><input type="checkbox"/> 環境教育、環境学習の推進<br><input type="checkbox"/> 普及啓発活動の実施                                                          | <input type="checkbox"/> 生ごみのコンポスト化、飼料化等の拡大<br><input type="checkbox"/> 多量排出事業者に対する計画・指導                                                                                                     |
| ②使用済み製品の再使用      | <input type="checkbox"/> 不用品交換が活発になる情報ネットワークづくり                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> リサイクルプラザ等の整備拡充                                                                                                                                                      |
| ③資源・エネルギーの回収・再利用 | <input type="checkbox"/> 溶融スラグ等の利用促進<br><input type="checkbox"/> 容器包装廃棄物のリサイクルの推進<br><input type="checkbox"/> 家電リサイクル法に基づく取組推進<br><input type="checkbox"/> 庁内のごみ減量化・再生品利用計画の作成<br><input type="checkbox"/> 拠点資源回収（資源デポ）の推進 | <input type="checkbox"/> 新聞店回収等事業者回収の推進<br><input type="checkbox"/> ごみ焼却施設の集約化<br><input type="checkbox"/> ごみ発電の推進<br>（広域化計画に基づく取組の推進）<br><input type="checkbox"/> 産・学・官の連携によるリサイクルルート・技術の開発 |
| ④環境負荷低減に配慮したごみ処理 | <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理計画の策定                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 事業者のISO取得、LCA実施、環境会計導入に対する支援<br><input type="checkbox"/> 散乱防止対策の推進                                                                                                  |
| その他              |                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> ごみ処理の有料化の拡大                                                                                                                                                         |

## 8. 目標達成に向けた推進体制

減量化・再資源化目標達成のため「千葉県ごみ減量化推進県民会議」において、効率的な事業実施に向けた必要な調整を行うとともに、目標及び行動計画の進捗状況等を勘案し、毎年度、当該年度に重点的に取組むアクションプログラムを定め、会議を推進母体として各主体の協働の取組を推進することとします。

さらに、毎年度、一般廃棄物の処理状況を踏まえ、減量化等の効果を確認するとともに、減量化・再資源化に対する市町村の取組状況を把握します。その結果を参考に、市町村相互の連携を密にし、それぞれの減量化・再資源化施策の見直しを行い、より効果的な取組を図るものとします。

また、中間目標年次に総合的に進行状況を評価し、必要に応じ施策内容を見直します。

# 「千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針」 の制定について

環境生活部産業廃棄物課

千葉県では、全国に先駆け、いわゆる「残土条例」を制定し、有害物質を含んだ土砂等の埋立てによる土壌・地下水の汚染や、埋立てによる土砂崩れなどの災害の防止に取り組んできました。

さらに、今年3月、残土の埋立てに伴う住民不安を解消するため、「土砂等の埋立て等に関する指導指針」を制定し、6月1日から施行しました。

この指導指針では、土砂等の埋立てを行う事業者は、残土条例に基づく許可申請を県に提出する前に、地域住民に対して計画概要や環境保全上の留意点の説明会の開催、及び、関係市町村に対して計画概要や地域住民への説明会の実施状況等の説明などを行うことが必要です。

このほか、事業者は、関係市町村長や地域住民の代表者から、環境保全のために守らなければならない事項について、協定を結ぶ申し出があった場合は、協定の締結に努めなければなりません。

なお、許可申請にあたっては、説明会などの実施状況報告書を添付することとなります。

## 千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針

平成12年3月28日制定

### (目的)

**第1条** この指針は、事業者が千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「条例」という。）

第2条第2項に規定する特定事業を行う場合に、県が事業者に対し必要な指導を行うことにより、土砂等の適正な埋立て等の推進を図ることを目的とする。

### (計画書の提出)

**第2条** 条例に基づく特定事業の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ特定事業計画書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の特定事業計画書には、次の各号に掲げる関係書類等を添付するものとする。

- 一 特定事業場の位置図（縮尺25,000分の1程度のもの）
- 二 特定事業場の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- 三 特定事業の施工前及び施工後の特定事業場の構造が判別できる平面図及び断面図（縮尺250分の1から500分の1程度のもの）

- 四 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書面
- 五 第3条に規定する説明会及び第4条に規定する説明に関する計画書
- 六 その他知事が必要と認める書類

(説明会の開催)

**第3条** 事業者は、特定事業場の計画区域の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定事業の計画の概要
  - 二 地域の環境保全上の留意点
- 2 事業者は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ、地域住民に周知を図るものとする。
- 3 事業者はその責めに帰すことのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その事業計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。

(関係市町村長に対する説明)

**第4条** 事業者は、特定事業の計画区域を管轄する市町村長に対して、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定事業の計画の概要
- 二 地域の環境保全上の留意点
- 三 前条に係るものの実施状況

(協定の締結)

**第5条** 事業者は、当該事業の区域を管轄する市町村長又は第3条第1項に規定する地域住民の代表者から、特定事業の実施に伴う当該地域の環境保全に係る遵守事項について、協定の締結の申し出があった場合は、協定の締結に努めなければならない。

(許可の申請)

**第6条** 事業者は、許可申請に当たり、第3条に規定する説明会及び第4条に規定する説明の実施状況に関する実施状況報告書（別記第2号様式）を添付する。

(報告の徴収)

**第7条** 知事は、事業者に対し、必要に応じて調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

**第8条** この指導指針は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び同法附則第4項に規定する開発行為並びに宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第3条に規定する事業については、適用しない。

**附 則**

この指針は、平成12年6月1日から施行する。

第1号様式

# 特定事業計画書

年 月 日

千葉県知事

様

事業者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

|                               |                                      |                                                                       |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 特定事業場の<br>位置及び面積              | 地 番                                  | 特定事業場の面積<br>(実測) m <sup>2</sup><br>うち特定事業区域の面積<br>(実測) m <sup>2</sup> |
| 事務所その他特定事業に供する<br>施設の設置計画及び位置 |                                      |                                                                       |
| 特定事業に使用される土砂の量<br>及び特定事業の期間   | 土砂の量 m <sup>3</sup><br>年 月 日 ～ 年 月 日 |                                                                       |
| 特定事業が完了した場合の特定<br>事業区域の構造     |                                      |                                                                       |
| 指針第3条、第4条に関する<br>開催計画         |                                      |                                                                       |

添付書類

特定事業場の位置図、特定事業場の付近の見取図、特定事業の前後の構造が判別できる平面図及び断面図、特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項、指針第3条、第4条に関する開催計画書

第2号様式

# 特定事業説明会等実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

事業者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第6条の規定により、次のとおり報告します。

|                         |            |                                                                      |
|-------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------|
| 地域住民に対する説明会<br>(3条関係)   | 開催日時       | 年 月 日 時から 時まで                                                        |
|                         | 開催場所       |                                                                      |
|                         | 出席者の<br>状況 | 地域住民<br>説明者                                                          |
|                         | 開催状況       | 説明概要、地域住民からの要望、説明者の<br>回答等について記載する。<br>(開催できなかった場合は、対応状況等を記<br>載する。) |
| 関係市町村長に対する<br>説明 (4条関係) | 開催日時       | 年 月 日 時から 時まで                                                        |
|                         | 開催場所       |                                                                      |
|                         | 出席者の<br>状況 | 市町村<br>説明者                                                           |
|                         | 開催状況       | 説明概要、市町村からの要望、説明者の回答<br>等について記載する。                                   |

# 平成12年度環境フェアの開催結果について

環境生活部環境生活課

## 1 趣 旨

県民の日常生活に起因する都市型生活環境問題や社会経済活動の進展に伴う地球環境問題が顕在化するなかで、県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することが求められている。そのため、広く県民の環境保全意識の高揚を図るため、「県民の日中央行事」において環境啓発イベントを開催する。

## 2 主 催 千葉県

後 援 環境庁

協 賛 (財)千葉県環境財団・(社)千葉県環境保全協議会・(財)印旛沼環境基金・(財)日本電動車両協会・(財)エコ・ステーション推進協議会・(社)日本ガス協会・(社)千葉県経済協議会・(社)千葉県産業廃棄物協会・千葉県産業廃棄物処理業共同組合・公害健康被害補償予防協会・千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会

**賛助品提供** 公害健康被害補償予防協会、(社)千葉県環境保全協議会、(社)千葉県経済協議会、アサヒ飲料(株)、旭化成工業(株)、出光興産(株)、出光石油化学(株)、エヌイーケムキャット(株)、川崎製鉄(株)、キッコーマン(株)、君津共同火力(株)、極東石油工業(株)、(株)共和テクノス、(株)京葉銀行、合同酒精(株)、新日本製鐵(株)、住友化学工業(株)、大日本インキ化学工業(株)、(株)千葉銀行、(株)千葉興業銀行、千葉ロッテマリーンズ(株)、東京ガス(株)、東京電力(株)、(株)東芝、日東紡績(株)、日本電気(株)、富士石油(株)、(株)藤井製作所、丸善石油化学(株)、三井木材工業(株)、ライオン(株)

## 3 開催日 平成12年6月10日(土)～11日(日)

## 4 場 所 幕張メッセ国際展示場(9～11ホール)及び屋外展示場

## 5 テーマ

(1) わくわく県民まつりテーマ 「2000年 みんなで拓こう ふるさとちば」

(2) 環境月間テーマ 「循環社会 捨てずに生かす 新時代」

## 6 企画内容

環境フェア全体の企画は、環境生活部関係各課・研究所の企画による行政ゾーン、ステージ及び企業ゾーンに分け、環境啓発に関係する展示、催し等を実施した。

## (1) 行政ゾーン

| コーナー名    | 担当課                             | 企画内容のねらい                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地球環境コーナー | 環境生活課                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化問題について知識と理解を深め、温暖化対策に取り組むきっかけとして、日常生活、オフィスでの省エネ工夫の実践を呼びかける。</li> </ul>                                                                                                                                |
| 大気保全コーナー | 大気保全課<br>環境研究所                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な大気汚染の原因である自動車排気ガスを取り上げ、排気ガスを少なくする取組や浄化する取組を紹介するとともに、低公害車の展示及び試乗、電動アシスト自転車の試乗を行う。</li> <li>●騒音公害を取り上げ、日本の音100選の紹介、大声大会の実施、防音室での防音効果の体験（屋外）</li> <li>●大気測定車による測定の公開（屋外）</li> </ul>                        |
| 水質保全コーナー | 水質保全課<br>水質保全研究所                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水に着目した水循環の理解を深めるため、地下水の涵養の仕組みや地下水流動を目で見てわかるモデル用い、地下水保全意識を高揚する。</li> <li>●生活排水対策の推進を図るため、合併浄化槽の紹介、水の汚れを理解してもらうための簡易水質汚濁測定の体験</li> <li>●身近な水辺に親しみ水質保全の意識を高めてもらうため、顕微鏡によるプランクトン観察の実施</li> </ul>             |
| 自然保護コーナー | 自然保護課                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●粘土材工のバードコレクションの絵つけを行い自然保護、野鳥保護の意識を高める。</li> <li>●昆虫、野鳥等の塗り絵により、森林の生態系を子供が作り上げる。</li> <li>●県内木、間伐材を用いた「くつろぎの間」</li> </ul>                                                                                   |
| 廃棄物コーナー  | 一般廃棄物課<br>産業廃棄物課<br>廃棄物情報技術センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般廃棄物、リサイクルについて理解を深めてもらうため、廃棄物のゆくえ、分別等について模型、パネル解説</li> <li>●廃棄物情報技術センターの廃棄物情報バンクの情報端末機による廃棄物関連情報の紹介</li> <li>●エコタウン事業紹介</li> <li>●産業廃棄物の不適正処理の現状、適正処理について県民に広く知ってもらう。</li> <li>●産業廃棄物の新処理方式の紹介</li> </ul> |

## (2) ステージ

| 企画名（担当課等）                             | 企画内容のねらい                                                                                              |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エコクイズ<br>（環境生活課）                      | 環境保全に関する〇×方式のクイズを出題し、環境問題全般の意識高揚を図る。                                                                  |
| 私のエコアクション宣言<br>～アース君とプリクラ～<br>（環境生活課） | 自分の決意にあったエコアクション項目に決意を込め、アース君と一緒に宣言をする姿をプリクラ撮影し、各家庭で目の付きやすい場所にプリクラを貼り付け、日ごろからのエコアクション実践の意識高揚を図る。      |
| ソーラーカー模型工作教室<br>（大気保全課、環境研究所）         | 排気ガスを出さない未来型の自動車であるソーラーカー模型の工作を行い、千葉県の大気の現状、自動車排気ガスの影響等に関心を持ってもらう。                                    |
| 利き水コンテスト<br>（水質保全課、水質保全研究所）           | 普段何気なく飲んでいる「水」はどのような水か、今回のテーマである循環社会のうち水循環、特に地下水にスポットをあて、クイズ形式の出題により、地下水に興味と関心を持ってもらい、地下水の重要性を知ってもらう。 |
| リサイクルの輪<br>（生活環境課、産業廃棄物課）             | ペットボトル、空き缶など分別収集の対象となる7種類のビン・缶類を輪投げの「的」に見立て、指定された種類の「的」に当てたものが勝ち残る方式で輪投げを行い、ゲーム感覚でリサイクル意識の高揚を図る。      |

## (3) 企業ゾーン

|                                                                   |                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 三菱鉛筆千葉県販売株式会社<br>キッコーマン株式会社<br>旭硝子株式会社千葉工場<br>千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会 | 県内企業4社の環境保全対策の取組、環境負荷の少ない製品やリサイクル商品等の開発状況の紹介展示・販売 |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|



## 7 環境フェアの入場者数の状況

本年度は、開催当日があいにく小雨の天候となったことから、天候に恵まれた昨年度の入場者数を下回った。

### (1) 入場者数の状況

|          | 屋内展示場                | 屋外展示場              | 計                    | 備考         |
|----------|----------------------|--------------------|----------------------|------------|
| 6月10日（土） | 26,200 人<br>(31,370) | 1,500 人<br>(3,280) | 27,700 人<br>(34,650) | 雨天<br>(晴天) |
| 6月11日（日） | 24,800<br>(31,830)   | 1,800<br>(3,640)   | 26,600<br>(35,470)   | 雨天<br>(晴天) |
| 計        | 51,000<br>(63,200)   | 3,300<br>(6,920)   | 54,300<br>(70,120)   |            |

(参考) 1「わくわく県民まつり」全体の入場者数（県民生活課発表）  
総数245,000人（平成11年度総数 289,700人）

（本年度内訳 6/10：137,000人、6/11：108,000人）

2表中の（ ）内は、昨年度の入場者数

### (2) 「環境フェア」各種イベント別参加者数

|        | イベント名          | 6月10日   | 6月11日   | 計       |
|--------|----------------|---------|---------|---------|
| 屋<br>内 | クイズラリー         | 1,200 人 | 1,500 人 | 2,700 人 |
|        | エコクイズ          | 120     | 120     | 240     |
|        | アース君とエコアクション宣言 | 30      | 40      | 70      |
|        | ソーラーカー工作教室     | 90      | 98      | 188     |
|        | 利き水コンテスト       | 20      | 20      | 40      |
|        | リサイクルの輪        | 20      | 40      | 60      |
| 屋<br>外 | 低公害車の試乗        | 9       | 196     | 205     |
|        | 電動アシスト自転車試乗    | 108     | 188     | 296     |
|        | 大気測定車の公開       | 202     | 226     | 408     |
|        | 大声コンテスト        | 81      | 550     | 630     |
|        | 防音体験           | 177     | 208     | 385     |

[illegible]

やる。死ぬべき時は死ぬ覚悟もできている。だけど、目の前で怒鳴っている上の人間がなにも考えておらず、見通しもなく、工夫もこらさず、単に“部下や住民を殺すのが自分の仕事”では、とうてい納得できるものではありません。

第32軍司令部の作戦構想では、当初、首里城と弁ヶ嶽付近の陣地を最後の死処と決めていました。ところが、軍司令部はいまその方針を捨て、島の最南部に撤退し抗戦をつづけるといふ。一日でも長く持久して、本土決戦のために時をかせぐ、それが軍の新作戦（捷二号作戦）となったのです。撤退案では、南部島尻付近に避難した十数万もの民衆を、否応なしに戦火の中に巻き込むことになります。

軍は、多くの沖縄県民の存在を無視したのです。

確かに、撤退そして戦闘には「祖国のため、天皇のため、国民のため」という大義名分があったのですが、その祖国と国民のなかに、沖縄県民は含まれていません。

これは、沖縄戦に限ったことではありませんが、参謀たちの頭の中は、日本国民なら莞爾として皇軍の盾となって死ぬであろう、そしてそのことを誇りに思うであろうという一方的かつ偏狹的な考え方でいっぱいだったのです。

撤退を拒否して死ぬことを選んだ大田の胸中には、そんな非人間的な作戦には肯定できぬという決意が生まれたに違いありません。これ以上に非戦闘員を犠牲にはできないとすれば、当初の作戦どおりに小禄地区で死線を争うのみです。

こうして陸軍は島の南部へと後退していき、海軍陸戦隊のみが孤軍奮闘の状況となったのです。しかも彼らはろくな兵器も持たずによく戦いました。

米軍公刊戦史はいう。

「小禄半島における十日間の戦闘は、十分な訓練も受けていない軍隊が、装備も標準以下でありながら、いつかきつと勝つという信念に燃え、地下の陣地に兵力以上の機関銃をかかえ、しかも、米軍に最大の損害を与えるためには、そこで喜んで死につくという、日本兵の物語であった」と。

冒頭の朝日新聞にある“遺言ともいえる電報”は、この戦闘の時、6月6日付けで大田少将から海軍次官宛てに発せられたもので、読めば、津島さんでなくとも肅然たる想いにかられます。

原文（電報文）を記載しますが、読みやすくするため、ひらがなに直し、句読点をつけます。

「沖縄県民の実情に関しては、県知事より報告せらるべきも、県には既に通信力なく、三十二軍司令部又通信の余力なしと認めらるるに付、本職県知事の依頼を受けたるに非ざれども現状を看過するに忍びず、之に代って緊急御通知申上ぐ。

沖縄島に敵攻略を開始以来、陸海軍方面防衛戦闘に専念し、県民に関しては殆ど顧みるに暇なかりき。然れども本職の知る範囲に於ては、県民は壮青年の全部を防衛召集に捧げ、残る老幼婦女子のみが相次ぐ砲爆撃に家屋と財産の全部を焼却せられ、僅に身を以て軍の作戦に差支なき場の小防空壕に避難、尚砲撃下（三字不明）風雨に曝されつつ乏しき生活に甘じありたり。而も若き婦人は率先軍に身を捧げ、看護婦炊事婦はもとより砲弾運び挺身斬込隊すら申出るものあり。所詮敵来たりなば老人子供は殺さるべく、婦女子は後方に運び去られて毒牙に供せらるべしとて、親子生別れ娘を軍衛門に捨つる親あり。

看護婦に至りては、軍移動に際し衛生兵既に出発し身寄りなき重傷者を助けて（二字



■座間の北3キロの地点、ここで海兵隊は468砲を打ち付けに突っ込んだ。米軍上陸部隊は最終的には17万7000名にのぼるが、そのうち死者は6万5000名だった。死者7300、被弾3万1000のほか、戦傷外傷2万8000名があげられている。これは一連の戦況だった。ひとつは耳をつんざき身体を震わせる味方砲撃が原因であり、ひとつは爆撃を浴び、手榴弾を投げつけながら休まずに戦う日本兵の狂気にも似た攻撃に恐怖心をもちたからであった。

不明)、真面目にして一時の感情に馴せられたるものとは思はれず。更に軍に於て作戦の大転換あるや、自給自足、夜の中に遙に遠隔地方の住民地区を指定せられ輸送力皆無の者黙々として雨中を移動するあり。之を要するに、陸海軍沖縄に進駐以来終始一貫、勤労奉仕物資節約を強要せられて、御奉公の(二字不明)を胸に抱きつつ、遂に(数字不明)ことなくして、本戦闘の末期と沖縄島は実情形(数字不明)、一木一草焦土と化せん。糧食六月一杯を支ふるのみなりと謂う。

沖縄県民斯く戦へり、県民に対し後世特別の御高配を賜らんことを」

圧倒的多数の米軍に包囲され、戦況はもはや絶望。そんな中で「沖縄県民斯く戦へり。県民に対し後世特別の御高配を賜らんことを」と、大田は、自分の死を目の前にしてもなお、他人を思い遣る美しい心づかいを示したのです。

この夜、司令部壕のある地区にまで米軍は進攻、地下陣地に馬乗り攻撃を加えるまでに至りました。大田は最後の電報を大本营に送ります。

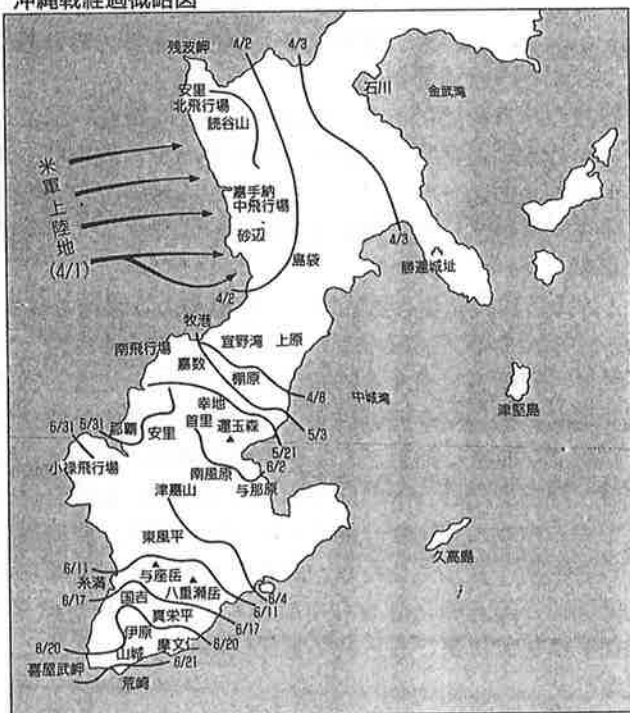
「戦況切迫せり。小官の報告は本電を以て此处に一先づ終止符を打つべき時機に到達したるものと判断す。御了承あり度」

それには辞世の歌一首が書き添えられていました。

「身はたとへ 沖縄の辺に朽つるとも 守り遂ぐべし 大和島根は」

しかし、陸戦に不慣れな海軍部隊とは思えぬほど、その後もいぜんとして勇戦力闘をつづけました。大田の指揮は過早の死を求めるものではなく、粘りに粘る、頑張れるかぎりは頑張るという独得なものであったといえます。いわば海軍に身をおきながら、そ

沖縄戦経過概略図



の一生を海軍陸戦隊の育成と鍛練にささげた人の、意地と誇りとを賭けた戦いだったでしょう。

6月10日、牛島は猛戦する大田に真情を吐露する電報を送ります。これに対して豊見城の丘にまで追いつめられながら、なお闘志さかんな大田は返電します。

「小禄地区に敵にむかえ一周日に際し御墾電に接し感激に堪えず、海軍部隊が陸軍部隊合流する能はざりしは、真に已むを得ざるに出でたるものにて、もとより小官の本意に非ず。従って南北相分ると雖も陸海軍協力一体の実情に於ては、聊かの微動あるものに非ず」

こうして大田は最後の最後まで誠実な人柄そのものを示しました。とはいえ、「小官の本意に非ず」とわざわざ言い添えたところに、大田にひそかな決意のあったことが窺えます。

そして翌11日に「敵戦車群は我が司令部洞窟を攻撃中なり。根拠地隊は今11日2330玉碎す。従前の厚誼を謝し貴軍の健闘を祈る」旨の決別電報を牛島に送った大田は、なお執拗に戦闘を持続しました。しかし、すべては空しく終わります。

大田の指揮する海軍部隊の組織的戦闘は、この夜をもって終了します。指令官大田少将が自決したのは13日午前1時。洞窟の壁に歌一首が墨書されていました。

「大君の 御はたのもとに 死してこそ 人と生まれし 甲斐でありけり」

明治24年4月生まれ、大正2年海兵41期卒、享年54歳。

沖縄は、日本本土防衛の捨て石にされました。沖縄の各部隊には県民男子約二万五千名が防衛隊あるいは義勇隊の名目で配属され、彼らのうち約二万 명이 戦場に倒れました。

沖縄戦を通じた戦没者は十八万八千百三十六名で、県民の死者は約十二万二千名と言われています。このうち軍人軍属二万八千名を除くと、住民は九万四千名にものぼります。日本軍の死者は、沖縄県出身の軍人軍属を含めて九万四千名であり、沖縄住民とはほぼ等しい数になります。

戦後も、日本を占領した連合国軍総司令官は、日本本土と沖縄に対して180度異なる戦後復興政策をとりました。

G H Q は、日本を自由主義国の一員として育てるために、本土には国内産業を保護、育成して輸出産業を伸ばしていく政策をとったのです。国内経済安定復興九原則を発表、その中で1ドル360円という円安ベースの為替レートを固定したのがそれです。対照的に沖縄は、1ドル120円に設定し、円高経済をつくりました。米軍統治の要としての基地建設には資材が必要です。でも、当時は朝鮮戦争勃発直前で間に合いません。だから海外から輸入しました。輸入には円高が一番です。これでは県内に、本土に育った輸出産業や製造業が育つはずがありません。長年、円安ベースに固定され、輸出産業を大いに育てることのできた本土（本土と沖縄という表現自体がすでに差別的だが）との、これが大きな相違です。

また、アメリカ政府の外交関係資料の中には、1948年3月23日付の「日本の再軍備問題」と題する文書があるのですが、これはマッカーサーが米本国から日本の再軍備について意見を聞かれ、答えた内容を記したもので、マッカーサーは次の五つの理由をあげて日本の再軍備に反対しています。

近隣諸国の反対、戦争放棄や軍事力の不保持を指導したS C A P（連合国軍最高司令

官)が方針転換した際の権威の失墜、日本の力では五級の軍事力しか所有できない、日本の経済復興の挫折、日本自身が軍事力の保持をもはや望んでいない。以上を踏まえて、マッカーサーは次のように結論づけたと報告されています。

「日本への外部からの攻撃は、沖縄に十分な空軍を配置することで対処可能である。アメリカの防衛も、すでに、カリフォルニアを基線にするのではなく、沖縄を軸点としたマリアナ諸島、琉球、アリューシャン列島を結ぶ防衛線を考えるべきだ」

再軍備は日本の経済復興を困難にするとして反対し、その代わりに沖縄に米軍基地を置き、沖縄を日本の防衛のみならず、アメリカの太平洋戦略の要として位置付けたのです。

世界は、第一次大戦を境に、戦略のトポグラフィを、「石炭＝港湾」を中心にではなく「石油＝空港」を機軸に据えて把握していかねばならなくなっています。

沖縄が、基地の島として、そして日本の安全保障の要として存在しているのはそういった理由からなのです。

事務局 菅谷政春

#### 参 考 図 書

- 「戦士の遺書」 半藤一利 文藝春秋
- 「太平洋戦争99の謎」 出口宗和 二見書房
- 「太平洋戦争49の謎」 副田 護 廣済堂文庫
- 「沖縄の旅 アブチラガマと轟の壕」 石原昌家 集英社新書
- 「図説 太平洋戦争」 池田 清 編 河出書房新社
- 「完本・太平洋戦争(下)」文藝春秋 編 文藝春秋
- 「日本海軍史 第九巻」 (財)海軍歴史保存会 編 第一法規出版
- 「日本海軍指揮官総覧」新人物往来社戦史室 編 新人物往来社
- 「誰も書かなかった沖縄」 恵 隆之介 PHP
- 「50年目の激動」 沖縄タイムス社 編 沖縄タイムス社
- 「日米安保と沖縄問題」東海大学平和戦略国際研究所 編 社会評論社



## 化学、夢への道

化学という言葉には、どこか  
硬い響きがありますが、むしろ  
夢を含んだロマンとしてと  
らえ、人間の身近な持ち物に  
したい。また、化学の道に精  
進することで、人びとの生活

に役立つ技術や製品をモノに  
したい。私たちのコーポレー  
トブランド「ケミウェイ」に  
は、そんな思いがたつぷりと  
こめられています。新しい付  
加価値創造をめざす丸善石油

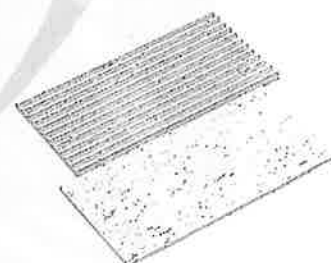
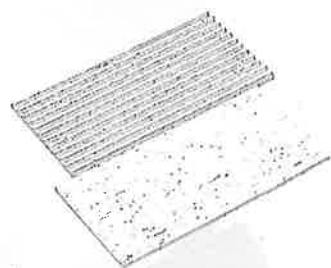
化学。スローガンは「化学、  
夢への道」。CHEMIWAYに  
ご注目ください。

**丸善石油化学株式会社**

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-25-10  
TEL. 03-3552-9361

# Chemiway

# リサイクルのリサイクル。

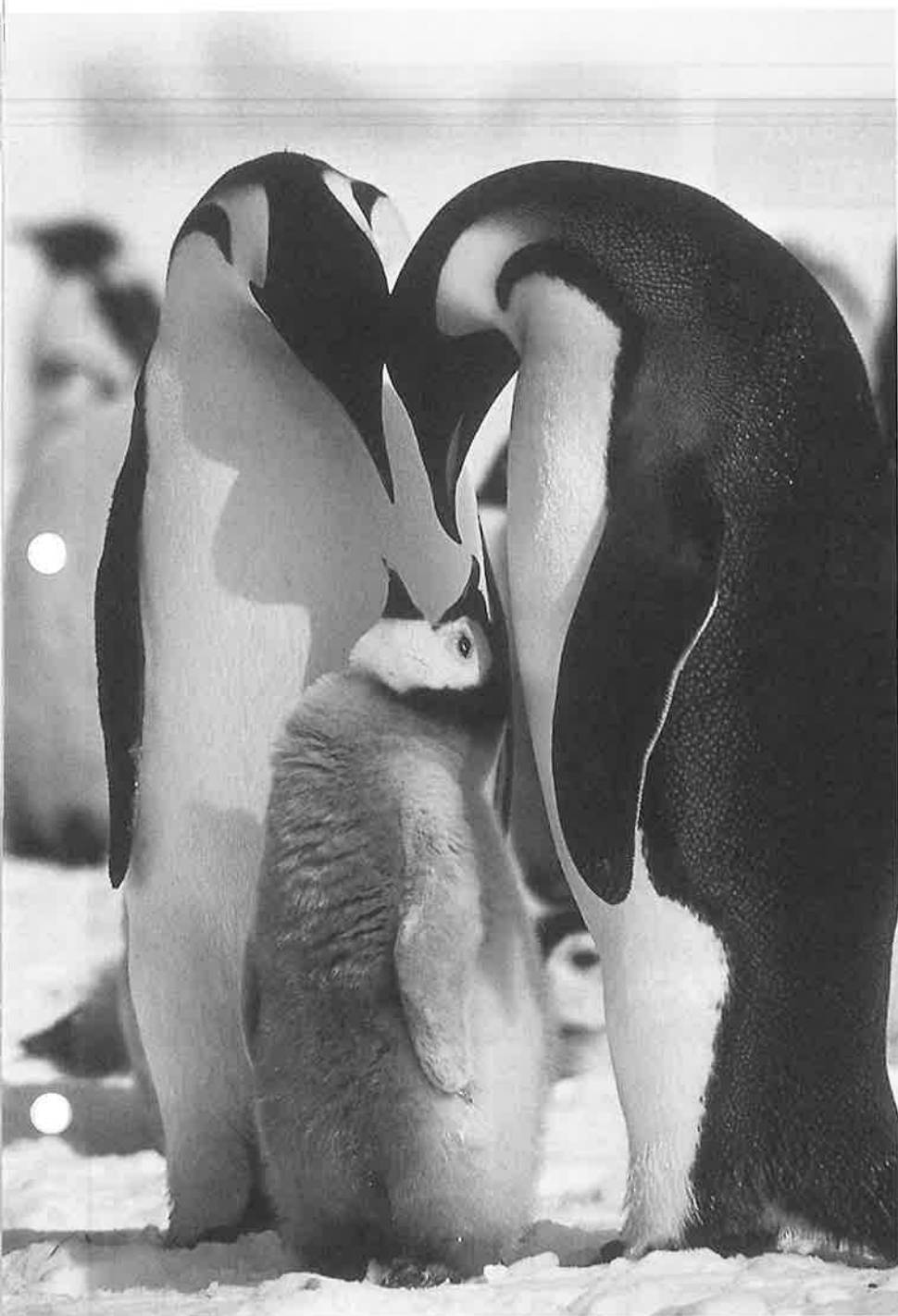


製鉄時にできるスラグ（鉾澤）を利用し、天然鉾物と一緒にして作るロックウール、これを基材に作りだしたのが、オフィス、病院、公共施設等に使用されているロックウール吸音板です。このロックウール吸音板の廃材をさらに再利用すると、新たに同じロックウール吸音板を作ることが出来ます。リサイクルのリサイクル、言ってみれば、ダブルリサイクルの商品と言えるかもしれません。資源を有効に利用し、環境保全に役立つ環境調和型商品、日東紡はお届けしています。

**日東紡**

URL: <http://www.nittobo.co.jp>

東京●104-0031 東京都中央区京橋2-13-10京橋ナショナルビル 03-3562-5905  
工場●263-0004 千葉県稲毛区六方町210 043-424-8006



## 愛情が育む、地球の未来。

両親の愛情を一身に受けて、すくすく育つ。人間も動物も、みんないっしょです。

人々が幸福で安全に暮らせる、この地球に必要なのはかけがえのない愛情。

私たち住友化学は、化学というフィールドで絶えず技術開発を進め、  
地球の未来を創造していきます。

思 いや り ケ ミ カ ル  
**住友化学**

地球にやさしい  
確かな品質

ISO9002認定取得  
JIS認定工場製品  
リサイクル原料使用製品

- 曲げ・衝撃に強い
- 優れた寸法安定性
- 専用金具留め工法
- 鉄骨下地に施工可能
- 安心のゼロアスベスト

センチュリーグランドールは機能性・安全性に加え、美しさとデザイン性をかね備えた防火外装材。高温・高圧の養生（オートクレーブ）製法により、優れた寸法安定性と耐凍害性を実現しました。

理想を極めた新・外装材

グランドールパレリス

防火外装材 センチュリーグランドール

商品本体  
10年保証

『センチュリーグランドール』15mm厚工場塗装品には、施工完了後10年間の商品本体保証を実施しています。詳しくは下記窯業建材事業本部までお問い合わせください。



三井木材工業株式会社

本社 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-8-3

窯業建材事業本部 営業本部

〒135-0016 東京都江東区東陽2-4-14 三井ウッディビル

☎ 03-5632-8831 FAX 03-5632-8840

さらにおいしく、  
カラダよろこぶ、  
新十六茶

笑って、  
眠って、  
十六茶

ボクが  
健康の  
方法が



## 新しい十六種類の自然の恵み。 新ブレンド・新パッケージで新発売。

●あの十六茶が、新しくなりました。カラダにやさしい5つの自然素材を新たにブレンド。十六茶本来のコクのあるおいしさはそのままに、さらに香ばしく、あと味もすっきり。飲みつづければ、ココロもカラダもよろこびます。●新しい十六種類の自然の恵みとして、5種類の新素材(黒豆・ゴマ・紅花・キダチアロエ・アシタバ)と従来の11種類の素材(ハトムギ・大麦・緑茶・玄米・ウーロン茶・ハブ茶・昆布・霊芝・熊笹・柿の葉・アマチャヅル)をブレンドしました。



# 時代をリードするタイヨーのガルバリウム製品

タイヨーガルバリウム鋼板  
タイヨーサンライト-GL  
タイヨーサンフロン20-GL



タイヨー

## 大洋製鋼株式会社

本社/東京都中央区日本橋浜町2-31-1

〒103-0007 ☎(03) 5641-4131 (大代表)

船橋製造所/千葉県船橋市西浦1-1-1

〒273-8502 ☎(047) 431-4151 (代表)

<http://www.taiyo-steel.co.jp/>

## 《 編 集 後 記 》

20世紀最後のミレニアム会報となりました。私事で恐縮ですが、環境部門を担当するようになり約一年、この間種々の言葉を耳にしました。C O P 3、地球温暖化対策、L C A、環境会計、循環型経済社会、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、環境レポート、リスクコミュニケーション、N G O、P R T R法、内分泌攪乱物質と書き出したらきりがありません。

これらは、今後の環境保全は、法律等による規制を遵守するだけではなく、企業の自主的管理による化学物質の環境への排出量の削減努力も併せて必要であることを意味しています。また、自主的管理の結果は、地域住民へ説明し、理解を得る必要があることが解ります。

これらの新しい取り組みに積極的に取り組む必要がありますが、多くの解決すべき技術的・経済的課題が残存することも事実です。

このような時代だからこそ、会員相互の情報交換を密にし、この難題に挑戦することが必要ではないでしょうか。

住友化学工業（株）千葉工場  
環境・安全部 小幡一史

| 区分  | 編 集 委 員                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------|
| 63号 | 住友化学工業(株)・丸善石油化学(株)・アサヒ飲料(株)<br>日 東 紡 績 (株)・三井木材工業(株)・大 洋 製 鋼 (株) |

### 会 報 第 63 号

発行年月 平成12年8月

発 行 者 社団法人千葉県環境保全協議会

会 長 中 村 皓 一

千葉市中央区市場町1番3号 自治会館内  
電話 043 (224) 5827

印 刷 ワ タ ナ ベ 印 刷 株 式 会 社

千葉市中央区今井3-21-14  
電話 043 (268) 2511

